

新興感染症対策への実効性ある支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の発生以来、地方自治体では、住民の安全・安心な生活を守るため、全力で対応してきた一方、感染症への対応に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等において、法制度上の権限や役割等が定められているものの、財政負担も含めた役割分担について、不明確な点があった。

さらに、人口が集中する都市部においては、可及的速やかに地域の実情に応じた医療提供体制を構築することが求められたが、体制整備を目的として交付する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については本市に直接交付されず、対象事業も限定されていたため、適時・的確な支援に支障を来す場面があった。

こうした状況を踏まえ、国は、次の新興感染症の危機に備えるために感染症法等を一部改正し、都道府県、保健所設置市及び医療関係者等が役割分担や連携の在り方を議論・協議する連携協議会の創設や予防計画の策定について規定するなど、新興感染症発生時の権限や役割の明確化については、一定の方向性を示しており、本市においても、感染症法の改正を受けて、地域における感染症対策を主体的・機動的に推進するため、川崎市感染症予防計画を策定したところである。

しかしながら、財政措置に関しては、各保健所設置市等が地域の実情に応じて独自に実施する施策に対する十分な支援も必要である。

よって、国におかれては、新興感染症対策をより実効性あるものとするため、保健所設置市等が作成した予防計画等に基づき、実効的に機能する仕組みを構築するための十分な財政的支援を行うとともに、地域の実情に応じた速やかな医療提供体制の整備に向けては柔軟かつ機動的に交付金を活用できるよう、直接交付の対象にすることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月19日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣